

琉球大学専攻科規則

〔昭和53年4月11日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人琉球大学組織規則第28条第2項の規定に基づき、琉球大学専攻科（以下「専攻科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 専攻科は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(専攻及び入学定員等)

第3条 専攻科、専攻、入学定員及び基礎となる学部は、次のとおりとする。

専攻科	専攻	入学定員	基礎となる学部
特別支援教育特別専攻科	知的障害教育専攻	10名	教育学部

(修業年限)

第4条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第5条 専攻科の在学期間は、2年とし、その期間に修了することのできない者は、除籍するものとする。

(入学時期)

第6条 専攻科の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第7条 専攻科の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他専攻科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- 2 特別支援教育特別専攻科の入学資格は、学士の学位を有する者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者とする。

(入学志願手続)

第8条 専攻科の入学志願者は、所定の書類に検定料を添えて、願出しなければならない。

(入学者の選抜)

第9条 入学志願者については、選抜を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

- 2 前項の選抜は、学力検査、提出書類、健康診断書等を総合して行うものとする。

(入学の手続及び入学許可)

第10条 合格の通知を受けた者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続きを完了した者に、入学を許可する。ただし、入学料の免除を願出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(教育課程及び履修方法)

第11条 専攻科の学生は、所定の教育課程を履修しなければならない。

- 2 前項の教育課程及び履修方法は、当該学部長の定めるところによる。

(休学及び復学)

第12条 休学及び復学については、琉球大学学則（以下「学則」という。）第39条第1項から第3項まで及び第40条の規定を準用する。

- 2 休学期間は、通算して1年を超えることはできない。
3 休学期間は、第5条に規定する在学期間には算入しない。

(修了及び教員免許状)

第13条 学長は、所定の教育課程を履修し、30単位以上修得した者に対しては、当該学部教授会の議を経て、修了証書を授与する。

- 2 前項の規定により、特別支援教育特別専攻科を修了した者は、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）を取得する資格を有する。

(検定料、入学料及び授業料)

第14条 専攻科の検定料、入学料及び授業料の額は、国立大学法人琉球大学料金規程の定めるところによる。

- 2 入学料及び授業料の徴収方法、免除及び徴収猶予については、学則第47条から第51条までの規定を準用する。

(準用規定)

第15条 専攻科の学生については、この規則に定めるもののほか、学則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

(雑則)

第16条 この規則の施行に関し、必要な事項は、当該学部長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年8月27日)

この規則は、平成3年8月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則 (平成5年10月19日)

この規則は、平成5年10月19日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月20日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月18日)

この規則は、平成20年2月18日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成30年3月30日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。